

英語教育推進業務 提案書作成要領

1 業務名称

英語教育推進業務

2 業務概要

- (1) 堺市立小学校（以下、「小学校」という。）において、学級担任等（T1）とともに英語による児童のコミュニケーション能力の素地を養う外国語活動を実施するために、ネイティブ・スピーカー（T2）（以下「NS」という。）を派遣する。
- (2) 堺市立中学校（以下「中学校」という。）において、英語科教員等（T1）とともに英語を通じて生徒の言語や文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うために、NS（T2）を派遣する。
- (3) 教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する中学校において、中学校区を単位として派遣したNSを活用することにより、小学校教員と中学校教員の外国語教育に関連する相互理解をめざし、小中一貫した英語教育を推進する。

3 業務履行期間

契約締結日～令和2年3月24日

4 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館11階
堺市教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 担当：瀧岡
電話番号 072-228-7436
FAX 072-228-7421
E-mail gakucho@city.sakai.lg.jp

5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 英語教育推進業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日まで、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までに、上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 英語教育推進業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から、審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

6 日程

- | | | |
|-----------------------|----------------------|----------|
| (1) 公募開始日 | 平成 31 年 4 月 8 日 (月) | |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成 31 年 4 月 22 日 (月) | 午後 5 時まで |
| (3) 質疑締切日 | 平成 31 年 4 月 22 日 (月) | 午後 5 時まで |
| (4) 質疑回答日 | 平成 31 年 4 月 23 日 (火) | |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成 31 年 4 月 25 日 (木) | |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 令和元年 5 月 8 日 (水) | 午後 5 時まで |
| (7) プレゼンテーション参加通知日 | 令和元年 5 月 10 日 (金) | |
| (8) プレゼンテーション実施日 | 令和元年 5 月 16 日 (木) | |
| (9) 審査結果 (採否) 通知日 | 令和元年 5 月 20 日 (月) | 【予定】 |
- 優先交渉権者決定

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7 応募書類について

平成 31 年 4 月 8 日 (月) から平成 31 年 4 月 22 日 (月) まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ： <http://www.city.sakai.lg.jp/>

8 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出
企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類

(ア)「プロポーザル参加資格確認申請書」【様式 1】

- ・必要事項を記入し、押印等をしたうえで提出すること。

(イ) 同意書【様式 2】

- ・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表社印（実印）を押印すること。
- ・提出部数は 1 部とする。

- (ウ) 国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、平成26年4月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
- ・提出部数は1部とする。
 - ・調達課又は契約課のいずれにも登録の無い業者は、プロポーザル参加資格審査にあたって、国税の納税証明書及び市税確認の同意書が必要である。国税の納税証明書及び市税確認の同意書を提出しない場合や、いずれかの税に滞納がある場合は参加できない。

※ 提出書類（イ）（ウ）については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

平成31年4月22日（月） 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで、直接持参または郵送すること。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合には、プロポーザルに参加することができない。「プロポーザル参加資格確認申請書」を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成30年4月25日（木）に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

(ア) 企画提案書

- ・ A4版 横書 長辺綴じ
- ・ 提出部数 11部（正1部 副10部）
〔 正1部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
副10部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。 〕
- ・ 宛名は「堺市長」とすること。
- ・ 表紙には「英語教育推進業務提案書」と記載すること。
- ・ 提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

(イ) 見積書

- ・ 本業務においては、消費税及び地方消費税を合わせた税率（以下「消費税率」という。）が、令和元年10月以降引上げられることを前提として契約する。

- ・見積書記載金額については、以下の項目を遺漏なく記載すること。
 - a. 派遣単価
 - ※消費税等は含まない金額
 - b. 派遣単価に以下の数量を乗じた本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）及びその合計金額
 - 【令和元年9月以前の役務の提供にかかる業務（消費税率8%）】
10,985
 - 【令和元年10月以降の役務の提供にかかる業務（消費税率10%）】
42,007
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は167,844,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・提出部数は11部とする。（正1部、副10部）

正1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「英語教育推進業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

副10部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「英語教育推進業務」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

令和元年5月8日（水） 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで、直接持参または郵送すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

9 提案書記載事項

別紙の「英語教育推進業務仕様書」に基づき、次の項目について記すること。

- (1) 業務に関する理念と方針
- (2) 業務実施の方法及び体制（校種別確保人数、配置、組織を明示すること。）
- (3) 業務実施スケジュール
- (4) 他市教育委員会との取引実績
- (5) 小、中学校における業務遂行のために必要なノウハウの蓄積の有無
- (6) NSの採用システム及び採用基準（資質、日本語力、指導経験など）
- (7) NSの研修体制（特に校種別の具体的な指導方法についての研修については必ず記述す

ること。)

- (8) NSの日常のサポート方法、欠勤時の対応等の管理体制
- (9) 緊急時の連絡・対応体制
- (10) 本市における小中一貫教育推進に関連した提案
- (11) 小学校及び中学校における研修の提案
- (12) 本市で使用している教科書及び外国語活動教材に対するレッスンプラン等の提案
- (13) 本業務に対する独自の提案・工夫

10 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、【様式3】により前記4の契約担当課までFAXにて問い合わせること。FAX送付後は、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成30年4月22日(月)午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

11 提案書提出の辞退

「プロポーザル参加資格確認申請書」を提出後、提案書を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、「プロポーザル参加辞退届」【様式4】に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

- (1) 「プロポーザル参加辞退届」提出期限

令和元年5月7日(火) 午後5時まで

- (2) 提出先

前記4の契約担当課まで

- (3) 提出方法

上記提出先まで、直接持参または郵送すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団等排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合(ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く)
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合

- (5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2) 審査方法

- ・提出書類は堺市庁内関係者及び学校関係者で構成する委託業務事業者選定委員会において審査し、事業者によるプレゼンテーションを受けたうえで、提案内容を総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・審査を行ううえで疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) プレゼンテーション

- ・日 時 令和元年5月16日（木）午後
- ・場 所 堺市役所本館 地下1階 多目的室
- ・入室人数 3人以内
- ・内 容 企画提案書及び見積書に基づき、プレゼンテーションを行う。その後、本市からの質問に対して口頭で回答する。1者につき30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。
- ・資 料 等 企画提案書及び見積書以外の資料及びPCの使用は一切認めない。

(4) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和元年5月20日（月）に通知する。

(5) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者として決定する。

14 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は遅くとも6月1日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。
- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

- (2) 契約金額
契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。
- (3) 契約保証金
本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。
なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

- (4) 誓約書の提出
優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額〔単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額〕が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

15 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年数3年満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語のみとする。